

## 設置規約等の改正について

### □改正内容

- 契約事務の効率化を図るため、奈良市に事務局次長を置き専決できるよう改正。また、事務局の出納員の代決権を規定。
- 歳入及び歳出の手続き及び物品の管理について、取扱いの定めを規定。
- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の平成26年の改正にもなう修正。
- 組織名の訂正

### □各規約、規程の改正点

#### ■奈良中心市街地公共交通活性化協議会設置規約の改正点

- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の平成26年の改正にともない、協議会の目的に沿うよう修正。(第1条)
- 奈良県及び奈良市が負担する負担金で、それぞれの負担金のみを財源とする契約の締結等の事務の効率化を図るため、奈良市に事務局次長を置きそれぞれで専決できるようにした。(第8条第3項)
- 物品の管理について、取扱いの定めがなかったため規程を設けた。(第11条第2項)
- 誤字の訂正(第2条、第4条、第11条第1項及び第13条)

#### ■奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局規程の改正点

- 奈良県及び奈良市が負担する負担金でそれぞれの負担金のみを財源とする契約の締結等の事務の効率化を図るため、奈良市に事務局次長を置きそれぞれで専決できるようにした。(第3条第1項及び第3項、第4条)
- 事務局次長が専決できることとしたことによる、文書の取扱い及び公印の取扱いについて規定した。(第5条、第6条、別表)
- 組織名の訂正(第3条第2項及び第4項)
- 誤字の訂正(第2条、第4条)

#### ■奈良中心市街地公共交通活性化協議会財務規程の改正点

- 事務の効率化を図るため、奈良県及び奈良市の事務局に出納員をそれぞれ配置し、代決権を規定。(第7条)
- 歳入及び歳出の手続き及び物品の管理において、詳細な取扱いが定められていなかったため規程を設けた。(第8条)
- 誤字の訂正(第2条、第4条、第9条)